

国家戦略特区等ワーキンググループの開催について

平成 26 年 3 月 31 日
 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）決定
 平成 26 年 12 月 8 日
 一部改正
 平成 27 年 1 月 15 日
 一部改正
 平成 27 年 4 月 30 日
 一部改正
 平成 29 年 8 月 23 日
 一部改正
 平成 29 年 11 月 20 日
 一部改正
 平成 30 年 1 月 4 日
 一部改正
 平成 30 年 4 月 1 日
 一部改正
 平成 30 年 7 月 30 日
 一部改正
 令和 3 年 4 月 1 日
 一部改正
 令和 4 年 9 月 1 日
 一部改正
 令和 5 年 4 月 1 日
 一部改正
 令和 6 年 9 月 1 日
 一部改正
 令和 7 年 4 月 1 日
 一部改正
 令和 7 年 ● 月 ● 日
 一部改正

1 趣旨

国家戦略特別区域制度及び必要に応じ他の特区制度に関する施策の調査及び検討に資するため、内閣府特命担当大臣（地方創生）の下、国家戦略特区等ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 構成

- (1) ワーキンググループは、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣府特命担当大臣（地方創生）が開催する。
- (2) ワーキンググループの座長及び座長代理は、内閣府特命担当大臣（地方創生）が指名する。
- (3) ワーキンググループは、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

ワーキンググループの庶務は、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局の協力を得て、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

国家戦略特区等ワーキンググループ 有識者名簿

安 藤 至 大 日本大学経済学部教授

安 念 潤 司 中央大学大学院法務研究科教授

大 槻 奈 那 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授
ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー

(座長代理) 落 合 孝 文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士

澁 谷 遊 野 東京大学大学院情報学環准教授

菅 原 晶 子 公益社団法人経済同友会常務理事

(座長) 中 川 雅 之 日本大学経済学部教授

堀 天 子 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

堀 真 奈 美 東海大学健康学部健康マネジメント学科教授

安 田 洋 祐 大阪大学大学院経済学研究科教授